

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	6 杉選第 344 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 7 年第 14 回選挙管理委員会定例会会議録				
開催日時	午前 10 時 00 分から			
	令和 7 年 4 月 9 日（水）			
出席者	午前 10 時 30 分まで			
	委 員	今井委員長、与島委員長職務代理、島田委員、小井委員		
	事務局	石田局長、井澤次長、小川選挙法規担当係長、清水主査		
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	無
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等			結果
	報告事項 14 - 1	公職選挙法の一部を改正する法律の施行について		了承
	その他			—
委員長	これから令和 7 年第 14 回の定例会を開催します。			
	＜公職選挙法の一部を改正する法律の施行について＞			
委員長	報告事項 14 - 1 について事務局から説明をお願いします。			
局長	本日の報告事項は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行についてです。詳しくは、選挙法規担当係長から資料に基づいて説明しますが、今回の公選法の改正内容は 2 点です。1 点目は、ポスターの品位保持の規定に関するものです。ポスターの品位保持をしなければいけないということと、営業目的等のポスター掲示については、罰則規定が設けられました。また、SNS での選挙運動のあり方や 2 馬力選挙について、今後検討する旨を附則で定めています。2 点目は、選挙運動用自動車の規格の簡素化と選挙運動用ポスターの規格の統一化を図るというものです。なお、ポスターの品位保持の関係については、実際に選挙管理委員会事務局がその内容を個別具体的に判断するのは難しく、ガイドラインの作成等はなかなか難しいということが、国会においても議論されています。また、今回の法改正の趣旨としましては、立候補者の自覚を促して活動してもらうことを期待するというものです。では、資料に基づいて、選挙法規担当係長から説明いたします。			
選挙法規 担当係長	令和 7 年 4 月 2 日付け総行選第 23 号「公職選挙法の一部を改正する法律の施行について」をご覧ください。今般の公職選挙法改正は 2 点です。1 点目は、4 月 2 日の公布の日から 1 月を経過した日の 5 月 2 日から施行される「ポスター品位保持等に関する事項」が新設されました。2 点目は令和 8 年 1 月 1 日から施行される「選挙運動に関する規格の簡素化等に関する事項」について、必要な改正が行われました。また、1 点目のポスター品位保持等に関する事項では、附則に選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨の検討条項が設けられました。			

	それでは、改正された内容について説明します。お手元の資料、ポスターの品位保持に係る公職選挙法の一部を改正する法律要綱をご覧ください。本改正は、昨年 7 月の東京都知事選挙において、ポスター掲示場に、品位を著しく欠くものや、選挙と関係のない営業宣伝用と思われるものなど、選挙運動のために使用されるものと言い難いポスターが掲示される問題が生じるなど、最近における選挙運動用ポスターをめぐる状況に鑑み、選挙の適正な実施の確保に資するための措置を講ずるものです。改正内容は 2 点です。 1 点目は、ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設です。ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知ポスター及び選挙運動用ポスターには、公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないこと。また、公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する選挙ポスター等には、他人もしくは他の政党等の名誉を傷つけもしくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告、営業に関する宣伝をするなどのポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないとする条文が新設されました。2 点目は、ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設です。ポスター掲示場に掲示したポスターにおいて、特定の商品広告、営業に関する宣伝をした者は、100 万円以下の罰金に処する旨が規定されました。続いて、お手元の資料、選挙運動に関する規格の簡素化に係る公職選挙法の一部を改正する法律要綱をご覧ください。改正内容は 2 点です。1 点目は、公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化です。候補者が主として選挙運動に使用することができる自動車の規格を、全ての選挙について、乗車定員 10 人以下で車両総重量 3.5 トン未満とするものです。現行は、区議会議員及び区長選挙以外の選挙では、①定員 10 人以下の乗用車②定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車③四輪駆動式の自動車で車両 2 トン以下のものが認められています。また、区議会議員及び区長選挙では、先ほどのものに加え、小型貨物自動車を使用することができます。2 点目が、公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一です。選挙運動用ポスターの規格を、全ての選挙について、長さ 42 cm、幅 40 cm 以内とすることです。現在、衆議院小選挙区選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙、都道府県知事選挙では選挙運動用ポスターに個人演説会周知ポスターを合わせて、長さ 42 cm、幅 40 cm 以内にするのですが、他の参議院比例代表選出選挙、都議会議員選挙、区長選挙、区議会議員選挙においては長さ 42 cm、幅 30 cm 以内でした。改正後は、選挙運動用ポスターの規格を、全ての選挙について、長さ 42 cm、幅 40 cm 以内とすることとなります。それに伴い、個人演説会周知用ポスターを廃止することとなりました。なお、参考資料として、ポスターの品位保持に係る衆参両院の政治改革に関する特別委員会における主な審議内容を取りまとめた資料を配布しております。私からの説明は以上です。
委員長	皆様、ご意見、ご質問はありますか。(委員からの発言なし。) ポスターの品位保持の判断は、選管ではなく、基本的に全て警察が行うことになりますか。例えば、区民から情報が選管にあった場合は、選管から警察に連絡するのか、それともポスターの品位保持に関しては、警察に任せることになりますか。
局長	明らかに、名誉棄損や差別的な内容のものであれば、選管から警察に情報提供し、法令違反に当たれば、警察に動いてもらうこととなります。ただし、受け手によって、どちらとも取れるようなものについては、区民から選管に寄せられた意見を立候補者に伝えることはできますが、対応は立候補者の判断

	に任せることになるかと思います。参考資料として配布しました国会での審議内容を見ましても、ガイドラインはなかなか作るの難しいですし、選管がこれはいいい悪いという判断をするのも難しいだろうと言われています。立候補者の自覚を促すことを基本とし、品位保持義務に違反するようなポスターの掲示があった場合には、それを見た有権者の判断に基づく投票行動を通じ、一定程度淘汰されるということが国会での議論となっています。今回の改正には、品位保持義務に違反するポスターの撤去命令をすることができるという規定もないため、選管でできることはアドバイス程度になるかと思います。
委員長	話題作りや目立ちたいがために、品位保持義務に違反するような内容が書かれたポスターが掲示されたときに、一体どこがどのように対応するのか疑問に思っただけなのです。その可能性はゼロではないと思います。引き続き対応を考えなければならないと思います。
島田委員	根本的なところとして、選管に警察権はありませんよね。
局長	その通りです。
島田委員	だから結局は何もできないということになりますか。
局長	ポスター品位保持に関する事項を規定したことで、立候補者の自覚を促していく。それによって、選挙で淘汰されていくという考えのもとで、この規定が設けられたというものです。
委員長	目立ちたいがために何かを乗せるというのがプラスに働く可能性があると思います。公平公正な選挙を行うため、警察とも連携しながら、必要な対応をするよう願います。
局長	国会答弁でも、選管が統一した判断ができるようなガイドラインを作った方がいいのではないかという議論はありましたが、立候補者の自覚を促すという精神的な規定で終わっています。営利を目的としたものに対しては罰則の規定が設けられ、明確ですけれども、品位保持に関するところは、個々人で許容範囲が異なり、一義的には規定できないところがあるようです。
委員長	まだまだ非常に課題の残る話です。区民からしてみれば、まずは選管に連絡すると思いますが、選管では何もできませんというのは難しいのではないですか。
委員長 職務代理	この間の区議会本会議の答弁でもありましたが、眉をひそめるようなあまりにも行き過ぎたものについて、区民から選管に意見が届いた場合に、いわゆる警察権を行使するような対応は、選管にはできないが、立候補者にその意見をきちんと伝えていくことはあると思います。
局長	国会審議でも、表現の自由や選挙運動の中での自由がある中で、選挙の管理執行権を持つ選管が取り締まるというのは、戦前の検閲みたいなことにもなりかねないため、今回のような規定になったのかと思います。
委員長	ポスター品位保持に関する規定は5月2日から施行されるということは、都議会議員選挙から適用ということですね。都議選で何らかの話題となるようなポスターがあった場合にどう対応したのかは、区としても情報を集めてもらえればと思います。それでは、報告14-1については、了承ということよろしいですか。
一同	報告了承。
委員長	その他について、事務局から何かありますか。
局長	都内の選挙情報です。4月6日に小平市長選挙の投開票があり、現職の小林 洋子氏が当選されました。また、4月6日に日野市長選挙と

	市議会議員補欠選挙の告示がありました。投開票は4月13日です。
委員長	皆さんよろしいですか。
一同	了承。
委員長	では、今後の予定について確認をお願いします。
局長	次回の第15回定例会は4月15日の火曜日午後1時開催です。 (議題書に沿って、4月15日以降の日程を確認)
委員長	質問はありますか。無いようでしたら、第14回の定例会を終了します。

	局 長	次 長	主 査	作成者	第14回定例会 令和7年4月9日
回 議					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。